福岡県議会議員 はらたけ いわみ 原竹岩海 県政報告

全国地方議員交流会現地代表挨拶

熊本被災地視察団団長挨拶（益城町）

第1日目「全体会議」会場風景

熊本城被災状況視察　現状に絶句

第13回全国地方議員交流会が福岡で盛大に開催される！

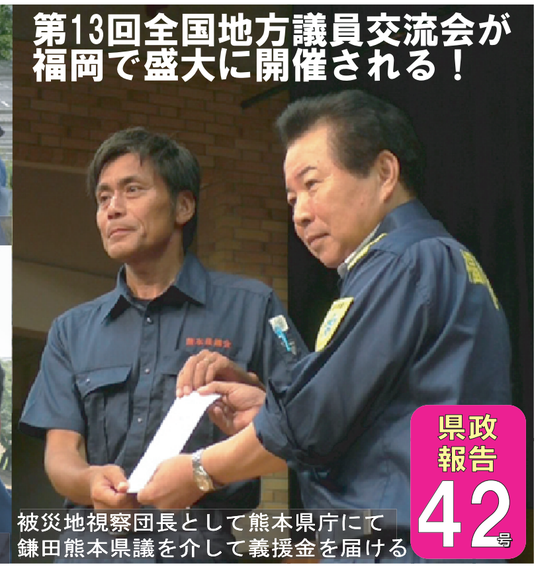
被災地視察団長として熊本県庁にて鎌田熊本県議を介して義援金を届ける

県政報告 42号

第13回全国地方議員交流会が2016年8月18日～20日までの3日間の日程で福岡市にある福岡県教育会館で盛大に開催されました。私は、本大会の副代表として、北海道から沖縄県まで広域からご参加をいただきました県議会議員をはじめ各級議員の先生方に開催地の議員としての気持ちも含めまして心からの歓迎の挨拶をさせていただきました。

翌19日の分科会では、「地域経済と社会保障」「ＴＰＰと農業問題」「子どもの貧困と教育」「平和、国の進路」等のテーマで鈴木宣弘東大大学院教授をはじめ各専門の先生方に助言者として貴重なご指導・ご教示を賜りました。分科会終了後、大ホールにて各分科会の報告と討論等がありました。今回も、各議員の今後の議会活動に大いに役に立つ実りある議員交流会になったと確信を致しました。

また、交流会最終日の8月20日は、熊本県に移動し今回の地震で震度7を二回発生した益城町など被災地の現地視察を実施しました。私は、本視察団の団長を拝命し、当日熊本県庁において、全国地方議員交流会に参加された議員皆様から預かりました義援金を、鎌田聡熊本県議会議員をとおして熊本県に届けてまいりました。当日は、現地視察に関して猛暑の中、また公務ご多忙の中、熊本県並びに益城町の担当職員の皆様には熱心にご対応いただきましたことに対しまして心から感謝申し上げます。微力ながら引き続き様々な形で支援活動を行って参りますので今後とも宜しくお願い致します。（ホームページで動画がご覧頂けます）

福岡県議会議員 原竹岩海

HP及びQRコードで動画が観れます
◀8月18日第1日目　◀8月19日第2日目　8月20日第3日目▶

福岡県議会三会派の海外視察調査報告書提出に関する報道について

９月２４日の西日本新聞朝刊に、福岡県議会のうち３会派（自民党、民進党・県政クラブ、緑友会）の海外視察調査について「視察報告書の提出が『ゼロ』」との事実誤認報道があり、連休明けの２６日に緊急非公式代表者会議を開催し、①県議会として西日本新聞社本社に、報道に関する事実誤認の抗議を行う。②今回の経過及び①の抗議について「県議会だより」など、あらゆる媒体を使って県民に事実を伝えることを確認しました。

わが会派は、この事実誤認報道に対する会派の見解を「民進党・県政クラブ県議団のＨＰ」に掲載しています。ちなみに、２０１１年度から年度ごとに５年間分、視察報告書（県内外、国外）を冊子として保管、海外視察については２００４年度からの分を保管し、どなたでも自由に閲覧できるようにしています。（四面掲載の意見書に関する記事に続く）

調査報告書はどなたでも自由に閲覧できます。

民進党・県政クラブ　政務活動費に基づく視察（県内、県外、海外）報告書、５年間分すべて会派で保管・公開しています！「政活費視察　報告書ゼロ」という報道に対するわが会派の見解

福岡県議会は昨年２月、「会派が政務活動費により海外又は県外視察を行ったときは、当該会派は、視察の概要を記載した報告書を議長が別に指示するときまでに提出する」よう事務処理要領を改訂し、その施行日を２０１５年5月１日からとしました。

このことについて、西日本新聞（９月２４日朝刊）は、「福岡県議会が政務活動費を使った海外視察について、２０１５年度から議長への報告書提出を内規で義務付けたにもかかわらず、海外視察をした与野党会派（延べ９８人）が、まだ１件も提出していない」と報じました。さらに、報道では、「議会事務局によると、報告書の提出がなかったため、今年6月、議長の了解を得て各会派に８月末をめどに提出を促した」ことになっています。

わが会派は、この政務活動費に関する事務処理要領の改訂前から、視察にあたっては、政策審議会（議員全員参加）において、何のために視察を行うのかという視察の意義と目的を共有し、議会でどのような質問を行うかを確認の上、視察を行っています。そして、直近の議会で視察に基づく一般質問や代表質問、政策提言を行ってきました。

今回、指摘された視察報告書は、県内外、国外視察に関わらず、すべてを作成し、会派で保管・公開しています。**（一面下段写真参照）**

従って、２０１５年度以降の海外・県内外視察報告書も作成後、ただちに議会事務局に提出しています。よって今回の報道にある「報告書の提出がなかった」と、いうことは重大な事実誤認であり、わが会派の名誉にかかわる問題と受けとめています。

県議会は、今回の誤認報道に関して、連休明けの９月２６日に緊急非公式代表者会議を開催し以下、２点を確認しました。

① 県議会として西日本新聞社に対して、事実誤認の抗議を行うこと。
② 今回の経過及び①の抗議について、「議会だより」や「議会ホームページ」など、あらゆる広報媒体を使い、県民に事実を伝えること。
※この他、会派としては、各自のＦＢやツィッター・県政報告書などで、県民の皆様に事実を伝えることを確認しています。

ちなみに、現在、会派では２０１１年度から年度ごとの視察報告書を冊子として保管し、海外視察については２００４年度からの分を保管し、自由に閲覧できるようにしています。

政活費視察　報告書ゼロ

平成28年9月24日　西日本新聞（朝刊21面）より

福岡県議会　海外、総額2971万円　福岡県議会が、政務活動費（政活費）を使った海外視察について、2015年度から議長への報告書提出を内規で義務付けたにもかかわらず、英国やカナダなどを視察した与野党会派（延べ98人）が、まだ１件も提出せず、閲覧できないことが県議会事務局への取材で分かった。

視察費に充てた政活費は総額約2971万円に上る。政治活動の透明性を高める目的で導入した報告制度が有名無実化している格好で、議論を呼びそうだ。

義務付け有名無実化　事務局などによると、15年度は自民党、民主党・県政クラブ（当時）、緑友会、立志会の４会派の議員がラグビーワールドカップ（W杯）イングランド大会やドバイの観光振興策などの調査を目的に計13ヵ国・地域を視察。1人で、あるいは超党派の訪問団を組んだケースもあった。最も古い視察は帰国から１年３カ月以上、経過している。

県議会は昨年２月、政活費による海外や県外の視察について、会派で取りまとめた報告書を議長に提出することを決め、内規の事務処理要領を改訂していた。報告書は情報公開請求の対象となっているため、報告がなければ閲覧できず、視察の妥当性を第三者が判断するのは難しい。

事務局によると、報告書の提出がなかったため、今年６月、議長の了解を得て各会派に８月末をめどに提出を促した。その後、数件の視察については議員側が報告書のたたき台を作成、提出を準備中という。ある議員は「国政選挙の対応などでバタバタしていた」と釈明。中尾正幸議長は「視察の成果は議会の質問などに反映しているが、提出義務付けのルールを徹底したい」と話す。

佐賀大の畑山敏夫教授（政治学）は「視察の中身や成果をできるだけ速やかに議員が証明するのは当然の責務だ。税金の使途が分からないのは問題だ」と指摘している。

議員提案で「観光王国九州と共に輝く福岡県観光振興条例」可決される！

私共県議会は、県議会主要４会派から選出された議員で「議員提案政策条例検討会議」（座長　秋田章二県議）を構成し、多くの議員提案を積極的に行っていく体制を整えています。今議会におきましては本条例検討委員会から、世界に向けて「九州」という名称の地域ブランドを確立し、そこから県内の誘客を図り、九州各県と一体で観光振興を図ることを目的とした「観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例」が議会最終日に提案され、全議員一致にて可決成立いたしました。

主な内容としては、知事や観光事業者・県民が行う施策、おもてなしのあり方等を規定し、県域を超えて取り組まれるよう定めています。

"出前"県政報告をいたします！どうぞお気軽にお声かけください！

Profile（報告者 原竹岩海の経歴）

1953年（昭和28年）7月24日
筑紫野市曙町に農家の長男として誕生

【学歴】
1966年　二日市東小学校卒業
1969年　二日市中学校卒業
1972年　東福岡高校卒業
1979年　久留米大学商学部卒業

【経歴】
1991年　**筑紫野市議会議員選挙（6位 初当選）**
1995年　筑紫野市長選挙（惜敗）
　　筑紫野市議会議員選挙（2期1位当選）
1999年　**筑紫野市議会議員選挙（3期1位当選）**
1999年　「産廃連」設立 初代事務局長
2003年　**福岡県議会議員選挙（初当選）**
　　・文教常任委員会副委員長
2007年　**福岡県議会議員選挙（2期当選）**
　　・議会運営委員会理事
　　・水資源対策特別委員会委員長
2011年　**福岡県議会議員選挙（3期当選）**
　　福岡県監査委員（議会選出）
　　予算特別委員会副委員長
2013年　**厚生労働環境常任委員会委員長**
　　「産廃連」第二代 会長就任
2015年　**福岡県議会議員選挙（4期当選）現職**
　　5月14日 福岡県議会副議長

筑紫野市選出
福岡県議会議員
県民生活の充実と経済の発展を担う！

県政報告 第42号 平成28年秋号
はら たけ いわ み
原竹 岩海

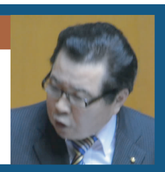

原竹岩海事務所・政務活動事務所
〒818-0061 福岡県筑紫野市紫3-5-1
電話092(918)1323 FAX092(918)1321
http://haratake.jp
e-MAIL:iwami@haratake.jp

平成28年度9月議会と代表質問

平成２８年　９月定例県議会　報告

９月県議会は、９月１４日から２２日間の日程で、１０月５日に閉会しました。
今議会では、補正予算１件、条例７件、専決処分１件、契約６件、経費負担６件、人事２件、その他２件の合計２５本の議案が提出されました。補正予算として、防災減災・災害復旧・２０１９年ラグビー世界大会日本開催などのキャンプ地誘致に取り組む市町村への支援など地域活性化に重点的に取り組む事業等、４０億５千万円が議会最終日に可決しました。主なものは、緊急輸送道路の整備、橋梁の老朽化対策工事等の事業費として２５億１，４８７万円、河川の護岸、砂防ダムの整備などの洪水被害・土砂災害防止の推進事業費７億２，２６８万円、国際スポーツ大会のキャンプ地誘致の推進事業費１，７５４万円等となっています。
また、議員提案により、九州各県議会と一体的に観光振興を図ることを目的とした条例が可決成立しました。
　会派の代表質問は、９月２１日、大橋克己議員（大牟田市選出　３期）が行いました。今回の質問に向け、会派としてフィンランド、バルト３国の視察を行いました。この視察を含めた会派の代表質問は、県政推進の基本姿勢として、①実効性ある「障がい者差別解消条例」の制定、②給付型奨学金制度の創設、③次期福岡県総合計画の策定と個別計画の見直し、④国の補助事業における交付基準の是正、福祉労働問題として、①発達障がい者の支援、視察に基づく政策提言として、①北欧への直行便、②「ユネスコ世界遺産」登録を契機とする地域振興、③核廃棄物の最終処分、教育問題として、①正規教員の確保、②特別支援学校高等部の学級編制基準、これらを知事並びに教育長に質しました。
（※代表質問は、会派の全議員が参加する政策審議会にて、現地視察・調査に基づき約１０回程開催され各議員が議論・討論等をしながら作成しています。）

民進党県政クラブ県議団の代表質問と、知事・教育長の答弁の概要は次の通りです。（※会派全員により調査分析・質問等作成しています。）

◎県政推進の基本姿勢について

1．実効性ある「障がい者差別解消条例」の制定

問　**相模原市で発生した県立障害者支援施設での殺傷事件と今後の啓発について**
知事答弁　残忍な事件に大きな衝撃を受けた。無抵抗の障害者に対し、犯行に強い憤りを覚える。障がいがある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会を改めて感じている。現在準備を進めている条例の制定により法の実効性を確保し、県民の障害者に対する更なる理解促進を図ってまいる。
教育長答弁　報道では、容疑者は「障害者なんていなくなってしまえばいい」等の、障害者団体はひどいような発言をし、インターネット上で、容疑者の言動に同調するような誤った認識が拡散し、重大な人権問題と認識している。今後も、すべての人が分け隔てなく暮らせる社会の実現に向け、誰もが自他の存在をかけがえのないものとして尊重する教育にしっかりと取り組んでまいる。

問　**「障害者差別解消法」の付帯決議の上乗せ・横出しは自ら法の欠陥を認めているのでは**
知事答弁　立法機関の意思が示されたものと理解している。障害者への不当な差別禁止と、生活上での社会的障がいの除去のため社会参加で配慮義務について明記され、障害者が安心して積極的に社会参加できる共生社会の実現に向け、法律整備がなされたことは大変意味があると思う。
同法では国は、具体的差別事象や、個別の合理的配慮事例に関する情報を収集し、継続的に自治体や事業者に提供を行うことも規定し、国、地方公共団体、民間事業者が一体となって、障害者差別の解消と障害者の社会参加に向けた取り組みを促進させるものと考える。

問　**障害者団体へのヒアリングとはどのような姿勢で行ったのか**
知事答弁　今年7月、障害者団体は0歳から18歳を対象にヒアリングを行った。条例に盛り込むべき内容として、県民や事業者に広く啓発する必要性、相談体制の整備、紛争解決のための第三者機関の設置、差別の解消が県民一人ひとりの努めであることを明記することなどの意見があった。

問　**すでに22道府県が条例を制定した中、より先進的な内容を条例に盛り込むべき**
知事答弁　条例制定の道府県は、第三者機関の設置、知事による是正勧告、実名の公表等を規定している。既存条例の内容と効果や、関係団体等、多方面の意見も踏まえ共生社会の実現に向け実効性のある条例の制定に取り組んでまいる。

問　**条例制定を待ち望んでいる県民に対する知事の決意と制定時期について**
知事答弁　県民の障害者への理解、差別の解消、障害者の社会参加を促進し、障害のある人もない人も住み慣れた地域で、安心して暮らせる共生社会を実現したい。障害者団体、行政等で構成する県障害者差別解消支援地域協議会との協議、県障害者施策審議会への諮問答申を経て、パブリックコメントで県民の意見も伺い早期に条例を制定する。

2．「給付型奨学金」の創設

問　**本県の高校・大学進学率等などの生活実態や地域課題把握のための子どもの貧困の独自実態調査（生活保護受給世帯と市町村民税所得割額非課税世帯とそれ以外の世帯の3層に分けて）について**
知事答弁　市町村民税所得割額非課税世帯等の高校、大学等への進学率は今後調査を実施する。

問　**大学生の4割近くが平均300万円近い「奨学金という名の借金」を抱えている現状認識について**
知事答弁　大学進学率の上昇や奨学金制度の拡大、近年の経済情勢や家の計の状況から奨学金の貸与を受けている学生数やその割合が増加している。一方で、非正規雇用の増加など雇用環境の変化に伴い、奨学金の返還が困難となる者や、社会に出た後の返還負担に不安を覚え奨学金を受けることを躊躇する学生がいるといった課題がある。

問　**参院選で与野党そろって公約に掲げた大学生向けの「給付型奨学金制度」創設への働きかけについて**
知事答弁　国は本年6月、給付型奨学金制度検討チームを設置し、給付型奨学金制度の創設に向け検討を進めている。来年度概算要求しても、予算編成過程において検討する。県は本年8月、政府への予算要望、全国知事会は早期に給付型奨学金制度を創設するよう要望した。

問　**県立三大学の授業料減免制度について**
知事答弁　県立三大学は、経済的理由から授業料の納付困難な学業優秀な学生を支援している。大学・大学院で授業料の2分の1を免除している。授業料免除対象の学生は、三大学で10年前の平成18年度は延べ102名、27年度は延べ250名。大幅増加の状況も踏まえ、制度の拡充が必要かどうか各大学法人の意見も聞き検討する。

問　**国の「高校生等奨学給付金」制度の給付内容を現実に則した手厚い支援への見直しについて**
知事答弁　奨学給付金は低所得世帯に対し、教材費や学用品費、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等、学校生活上必要となる授業料以外の経費の負担について軽減を図るものである。市町村民税所得割額非課税世帯は、これらの経費の一部が対象外となっている。
県は、県議会と共に政府予算要望や、全国知事会を通じ、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するよう求めてきた結果、第1子の支給額は平成27年度、28年度と2年続けて引き上げられた。非課税世帯の対象経費の拡大も含め、給付金の更なる充実のため引き続き県知事会を通じ国に働きかけていく。

問　**私立高校の高校生等奨学給付金の受給者数と、申請不要の制度へ改めることについて**
知事答弁　平成27年度の受給者数は7,883名。学校を通じ制度の内容と申請手続きの周知徹底により、申請漏れの報告はない。給付金の審査は、生徒の世帯が生活保護受給世帯か、所得の状況など個人情報の収集が必要である。このため本人の申請によりこれらの情報を確認している。

問　**国公立高校の高校生等奨学給付金の受給者数と、申請不要の制度へ改めることについて**
知事答弁　平成27年度の受給者数は、9,265人。7月の申請時期はもとより、県立高校入学前から市町村教育委員会を通じ中学校3年生にチラシを配布している。合格者説明会でも制度の説明を行う等、周知に努めている。7月1日の支給基準日前に、全ての保護者から提出された書類等により、受給資格者を把握した上で申請書類を配布している。申請漏れはないと考える。
奨学給付金の受給資格の審査は、申請時点での個人情報の収集が必要になるため、直接、保護者から申請書類を提出してもらい、世帯状況の正確な把握を行っている。

問　**本県独自の「高校生向け給付型奨学金制度」の創設について（1都1道2府3県がすでに導入済み）**
知事答弁　現在、国で大学生向けの給付型奨学金制度の検討が進められ、支給額を、学校の設置者との公平性の確保、成績基準設定の有無、給付金額の設定といった支給の在り方等の精査が行われている。既存の制度との関係、国の検討状況や他県の動向も踏まえ今後の対応を研究してまいる。

3．次期福岡県総合計画の策定と個別計画の見直し

問　**個別計画が終了したり、現在進行中のものもある中、現総合計画の適正な評価は可能なのか**
知事答弁　県全体の目指すべき方向性を示す総合計画に加え、福祉、医療、産業振興など各行政分野ごとの個別計画を策定している。総合計画は、最終年度（平成28年度）時点における個別計画の数値目標を含めた進捗状況を把握すると共に、県民意識調査の結果、有効求人倍率、健康寿命等の関連するマクロ指標を総合的に判断し適正に評価を行う。

問　**次期総合計画の実施期間に個別計画の実施期間も合わせることについて**
知事答弁　各行政分野ごとに県が策定する個別計画には、実施期間が法令で定められているもの、国が定める全国計画の下位の計画に位置付けられ、地方独自で期間設定ができないものがある。そのため、全ての個別計画の実施期間を次期総合計画に一致させることは困難だが、次期総合計画策定に当たっては、個別計画ごとにその時点における総括、検証を行い、必要があれば適宜見直しをすることで総合計画との整合性を図ってまいる。

問　**福岡県農林水産業・農山漁村振興条例に合わせた農林水産業分野3本の個別計画の一本化について**
知事答弁　福岡県農林水産業・農山漁村振興条例は、ブランド化や輸出拡大、地産地消等、農業、林業、水産業に共通する施策を一体的に進めた方が効果的であるとの考えのもと、平成26年12月に制定した。現行計画は、農業が平成28年度、林業及び水産業が29年度までの計画期間と、次期計画は、農業、林業、水産業の3本の計画を一本化し、総合計画との整合性も図り今年度中に策定する。

4．国の補助事業における交付基準の是正

問　**本県に関わる国庫補助負担金約1，000件の交付基準の再点検について**
知事答弁　地域別に交付基準が設けられたものは、保育所等整備交付金を除き23件、そのうち、交付基準に疑義があるものは、7件。この7件は、認定こども園、へき地診療所、救命救急センター、食肉衛生検査所、児童養護施設、隣保館、救護施設等の施設整備に係るもので、保育所等整備交付金と同じ地域区分を設けており、本県が最も低いD地域に区分されている。これらについても、関係省庁への提言・要望等の機会を通じ、交付基準が見直されるよう要請する。

問　**保育所等施設整備の交付基準是正の為の国への要請について**
知事答弁　本県が最も低いランクに位置付けられている問題について、8月4日、私自ら厚生労働省に出向き、交付基準の設定の考え方を明確にし、合理的な基準となるよう見直しを求めた。今後、国で交付基準が見直され、本県に対する交付基準設定が見直されるよう、引き続き国に要請してまいる。

◎福祉労働問題について

1．発達障がい者の支援

問　**発達障がい者支援センターでの相談待ちの長さ、対象圏域が広域等の個別相談の現状について**
知事答弁　現在、センターでは、本年6月に県内4か所に開設した子ども支援オフィスで、学習、進学、健康状態、家庭環境等相談内容を把握し、分析・検討し生活困窮世帯の生活実態や地域の課題を把握し新施策につなげる。

問　**大学生の4割近くが平均300万円近い「奨学金という名の借金」を抱えている現状認識について**
知事答弁　大学進学率の上昇や奨学金制度の拡大、近年の経済情勢や家の計の状況から奨学金の貸与を受けている学生数やその割合が増加している。一方で、非正規雇用の増加など雇用環境の変化に伴い、奨学金の返還が困難となる者や、社会に出た後の返還負担に不安を覚え奨学金を受けることを躊躇する学生がいるといった課題がある。

問　**参院選で与野党そろって公約に掲げた大学生向けの「給付型奨学金制度」創設への働きかけについて**
知事答弁　国は本年6月、給付型奨学金制度検討チームを設置し、給付型奨学金制度の創設に向け検討を進めている。来年度概算要求しても、予算編成過程において検討する。県は本年8月、政府への予算要望、全国知事会は早期に給付型奨学金制度を創設するよう要望した。

問　**県立三大学の授業料減免制度について**
知事答弁　県立三大学は、経済的理由から授業料の納付困難な学業優秀な学生を支援している。大学・大学院で授業料の2分の1を免除している。授業料免除対象の学生は、三大学で10年前の平成18年度は延べ102名、27年度は延べ250名。大幅増加の状況も踏まえ、制度の拡充が必要かどうか各大学法人の意見も聞き検討する。

問　**国の「高校生等奨学給付金」制度の給付内容を現実に則した手厚い支援への見直しについて**
知事答弁　奨学給付金は低所得世帯に対し、教材費や学用品費、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等、学校生活上必要となる授業料以外の経費の負担について軽減を図るものである。市町村民税所得割額非課税世帯は、これらの経費の一部が対象外となっている。
県は、県議会と共に政府予算要望や、全国知事会を通じ、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するよう求めてきた結果、第1子の支給額は平成27年度、28年度と2年続けて引き上げられた。非課税世帯の対象経費の拡大も含め、給付金の更なる充実のため引き続き県知事会を通じ国に働きかけていく。

問　**私立高校の高校生等奨学給付金の受給者数と、申請不要の制度へ改めることについて**
知事答弁　平成27年度の受給者数は7,883名。学校を通じ制度の内容と申請手続きの周知徹底により、申請漏れの報告はない。給付金の審査は、生徒の世帯が生活保護受給世帯か、所得の状況など個人情報の収集が必要である。このため本人の申請によりこれらの情報を確認している。

問　**国公立高校の高校生等奨学給付金の受給者数と、申請不要の制度へ改めることについて**
知事答弁　平成27年度の受給者数は、9,265人。7月の申請時期はもとより、県立高校入学前から市町村教育委員会を通じ中学校3年生にチラシを配布している。合格者説明会でも制度の説明を行う等、周知に努めている。7月1日の支給基準日前に、全ての保護者から提出された書類等により、受給資格者を把握した上で申請書類を配布している。申請漏れはないと考える。
奨学給付金の受給資格の審査は、申請時点での個人情報の収集が必要になるため、直接、保護者から申請書類を提出してもらい、世帯状況の正確な把握を行っている。

問　**本県独自の「高校生向け給付型奨学金制度」の創設について（1都1道2府3県がすでに導入済み）**
知事答弁　現職教員や一定の講師経験者は、第一次試験で教職教養試験の免除、受験年齢の上限を50才に緩和しているが、今後、実践的指導力のある教員確保のため、さらなる採用試験の改善が必要。今後の採用試験は、豊富な経験・知識を有する者や、新しい教育課題に対応できる者を採用する観点等から受験年齢も含め検討していく。

問　**単一障がいの生徒8人で1クラスの編制基準を遵守していないのは本県の基準違反をやめるべき**
知事答弁　教育委員会で急増する特別支援学校希望者を円滑に受け入れるための基本方針を検討中であり、学級編制基準も見直しがなされる。それを踏まえ適切に対応していく。
教育長答弁　高等部は、進学ニーズの増大を踏まえ増設募集定員を拡大し受け入れに努めてきた。特別支援学校の児童生徒数の急増に伴う今後の教室数不足に対応するため、本年11月を目途に新たな整備方針を策定し、学級編制基準の見直しも、それらの実施に併せて段階的に進めてまいる。

農林水産委員会の主な審査内容

1．請願審査
・肉用牛経営等の安定を求める意見書に関する請願（採決）

2．議案審査
（1）第1221号議案　農業農村環境整備事業の経費の負担について
（2）第1222号議案　県営土地改良事業の経費の負担について
（3）第1223号議案　県営林道開設事業の経費の負担について

3．所管事務調査
（1）福岡県森林環境税検討委員会の設置について
（2）「第37回全国豊かな海づくり大会　プレイベント」について

4．報告事項
（1）農林水産関連研究施設の一般公開について
・県では毎年、筑紫野市にある農林総合試験場等、県内3ヶ所の農林水産関連施設を一般公開している。各研究施設において、新品種や新技術開発等の研究成果の紹介や研究体験、県産農林水産物のPRや試食・試飲等、子どもから大人まで楽しんで頂けるイベントを実施している。

採択された意見書

・次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書
・国連気候変動枠組条約第21回締結国会議における「パリ協定」の早期批准を求める意見書
・肉用牛経営等の安定を求める意見書
・下関北九州道路の早期整備に係る必要な調査実施を求める意見書
・国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

平成二十八年九月福岡県議会定例会
〔請願番号第三号〕

「肉用牛経営の安定を求める意見書」

畜産を巡る情勢は依然として厳しい状況が続いている。肉用牛農業が生産する牛肉は、良質なたんぱく質の供給と豊かな国民生活に大きく寄与しており、今後とも肉用牛経営の維持・発展を図る必要がある。
しかしながら、肉用牛経営を取り巻く状況は、枝肉価格は顕著に推移しているものの、肥育素牛価格は、繁殖農家の廃業などの影響により、かつてない高等を続けている。また、生産コストの大部分を占める配合飼料価格は、平成二十二年度からの最高騰以来、高止まりを続け肥育素牛の高騰と併せて農家の重い負担となっており、今後とも肉用牛経営を安定的に維持・発展させていくためには、一刻も早い対応が求められているところである。
一方、酪農においては、政府の諮問機関である規制改革会議が「指定生乳生産者団体制度」の是非等の抜本的改革について今年秋までに結論を得るとしているところであるが、仮に現行制度の廃止となれば、酪農農家の安定的な発展に対し大きな影響が懸念される。
よって、国におかれては、肉用牛経営等の安定が実現されるよう、次のことについて十分配慮するよう強く要望する。
一、高騰する肥育素牛や配合飼料について適切な助成を行うなどの措置を講じ、肉用牛経営に対する支援対策を充実・強化させること
二、指定生乳生産者団体制度の存続と更なる機能強化を図り、酪農経営の安定的な発展に努めること
以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十八年十月五日
福岡県議会議長　中尾　正幸

衆議院議長　大島理森　殿
参議院議長　伊達忠一　殿
内閣総理大臣　安倍晋三　殿
農林水産大臣　山本有二　殿
内閣官房長官　菅　義偉　殿
内閣特命担当大臣　山本幸三　殿

Iwami Haratake - Fukuoka Prefectural Assembly Member　The Assembly Report Vol.42